

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等 に対する給付金のご案内

- エネルギー・食料品等の物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

※1世帯あたり1回限り

・令和5年5月2日～令和5年12月1日に宜野湾市へ
転入してきた世帯10万円

申請期限

令和6年5月31日（金）

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯（下記の赤字のいずれかにあてはまる世帯）

・住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日時点で宜野湾市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の「**住民税均等割のみ課税されている方**」又は「**住民税均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方の両方**」からなる世帯

※住民税均等割のみ課税者とは、納税通知書等に記載されている所得割の金額が0円で均等割のみ課税されている方を言います。

※本市における均等割額は、5,000円（市民税3,500円、県民税1,500円）となります。

※世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告であるものがないこと

※住民税均等割が課されている親族等の扶養に入っている方のみの世帯でないこと

※他の市区町村で同制度による給付金を受けていない世帯であること

下記2パターンに分かれます

A「支給のお知らせ」が届く世帯

B「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面へ ▶▶▶

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 対象世帯の世帯主の方が、宜野湾市において過去に給付金を受給しているか、マイナンバーカードに公金受取口座の登録をしている場合に届きます。
- 記載内容に変更等がない場合、**お手続きは不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、または住民税が未申告の方がいる世帯です。（未申告の場合、税申告をして均等割のみ課税であれば申請可能です。）
- 市HPからダウンロード、または市役所窓口で書類を受け取り、必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送または窓口へご提出**ください。



非課税世帯等給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、宜野湾市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

宜野湾市住民税非課税世帯等給付金コールセンター



0120-472-450

〈受付時間〉9時～17時（土・日・祝日を除く）

宜野湾市役所 福祉推進部 福祉総務課 住民税非課税世帯等給付金担当（連絡先：098-893-4130）